

## 令和6年等局地激甚災害及び適用措置

局地激甚災害				適用措置		
	都道府県名	郡名	市町村名	5条	6条	24条
令和6年8月9日の豪雨による災害	北海道	苫前郡	羽幌町	○		○
令和6年11月8日から同月10日までの間の豪雨による災害	沖縄県	国頭郡	国頭村	○		○
	沖縄県	国頭郡	大宜味村	○		○
令和3年8月14日から令和6年6月26日までの間の地滑りによる災害	長崎県	東彼杵郡	波佐見町	○		○
令和5年4月3日から令和6年7月18日までの間の地滑りによる災害	新潟県		糸魚川市	○		○
令和6年2月19日及び同月20日の豪雨による災害	静岡県	周智郡	森町	○		○
令和6年3月28日及び同月29日の豪雨による災害	和歌山県	東牟婁郡	古座川町	○		○
令和6年8月8日の豪雨による災害	長野県	下伊那郡	大鹿村	○		○
令和6年8月25日の豪雨による災害	富山県	中新川郡	上市町	○		○
令和6年9月14日及び同月15日の暴風雨による災害	鹿児島県		奄美市	○		○
令和6年8月10日から同月13日までの間の暴風雨による災害	岩手県	下閉伊郡	岩泉町			○
	岩手県		宮古市	○		○
	岩手県	上閉伊郡	大槌町	○		○
令和6年11月1日及び同月2日の豪雨による災害	島根県	仁多郡	奥出雲町	○		○
	神奈川県	足柄下郡	湯河原町	○		○
	長野県	上伊那郡	辰野町	○		○
	島根県	鹿足郡	吉賀町	○		○

※ 上記の並び順は今回の政令の激甚災害指定順としている。

※ 灰色塗りは、早期局激指定済み

※ 表中の適用措置は、激甚災害法に基づく次の措置である。

- ・法第5条：農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・法第6条：農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ※該当なし
- ・法第24条：小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等